

平成28年7月から

甲賀市地域産業振興基本条例を施行しました

甲賀市地域産業振興基本条例とは

地域産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示すとともに、産業に携わる者の役割を明らかにして、持続的・体系的な施策の展開や課題の解決を図っていくための指針となるものです。

甲賀市地域産業振興基本条例のポイント

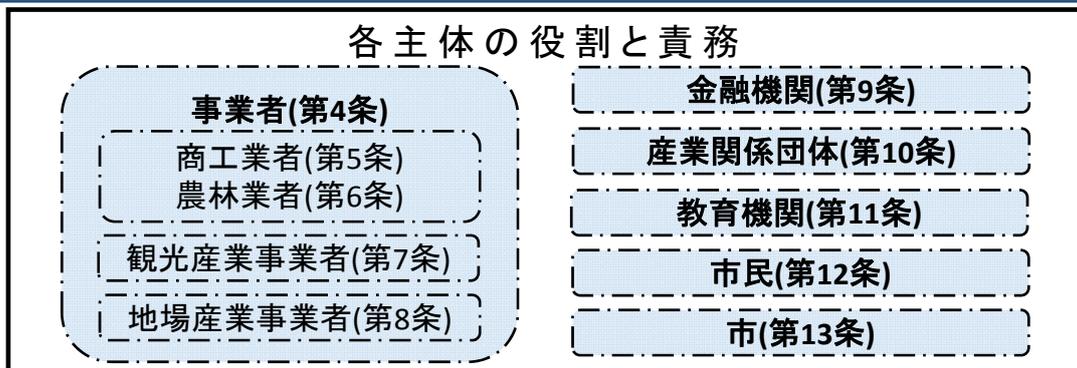
1. 市民、事業者、産業関係団体、教育機関等及び市が、役割や責務を果たしながら連携、協働を進めることで、地域産業の振興を推進し、市民生活の向上と本市の経済の活性化を図ります。
2. 商工業、農林業、観光業等の各分野が相互に連携・協働するとともに、事業者が分野や利害を超えて横断的に連携することで地域産業の振興を図ります。

《基本理念》

事業者の自らの創意工夫及び自主的な経営努力を基本に、事業者、産業関係団体、教育機関、市民及び市が相互に協力して総合力を発揮し、地域資源を積極的に活用することにより新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促すことで、市の持続的な発展に寄与します。

《各主体の役割》

市の産業に携わる多彩な担い手の役割と責務、市民の役割を明らかにし、一体となって産業振興に取り組むことを規定しています。



市民生活の向上・地域経済の活性化

《期待される効果》

- 1) 事業者・金融機関・産業関係団体・教育機関・市が協働し、市民の理解と協力の下に産業振興に向けた市としての姿勢を明確にすることにより、地域経済の活性化、雇用の場の確保、税収の確保による市民サービスの向上が期待されます。
- 2) 市は地域の実情に適した産業振興策を展開する根拠となり、産業振興施策の主導的な役割を担う産業関係団体は、加入促進活動において未加入事業者などに対して働きかけがしやすくなり、産業関係団体の組織基盤の強化が期待できます。また、事業者は産業関係団体へ加入することにより、事業者間の交流が図られ取引の拡大や新たなビジネスチャンスが期待されます。
- 3) 市内外の事業者による新たな企業立地や誘致に向け、大きな宣伝効果などが期待されます。